

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領

この要領は、北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱（平成8年6月3日北九州市告示第194号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を次のように定める。

（定義について）

第1条 要綱第2条第2項に規定する「商業活動等が行われていないもの」には、一時的に物置や車庫として使用している店舗を含む。

2 要綱第2条第3項に規定する「中小小売商業者の団体」（以下「団体」という。）のうち、法人格を有しないものは、4人以上の組合員で構成され、かつ1年以上の活動実績を有するものとする。

3 要綱第4条別表に規定する「若者・女性応援枠」とは、39歳以下の若者又は女性が申請者である場合、補助上限額を通常枠より増大させる枠とする。

4 要綱別表に規定する「小売業又はサービス業に属する事業の店舗」とは、小売業又はサービス業（飲食店を含む）の店舗で、かつ平均週5日以上営業を行うものとする。ただし、風営法による規制対象業種は除く。また、主として管理事務を行う事務所等については、補助事業の対象としない。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、小売業及びサービス業の振興に寄与すると市長が認める店舗については補助事業の対象とする。

6 要綱別表に規定する「賃借した空き店舗の改装（賃借後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの」（以下、「改装費」という。）とは、内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）、建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）とする。ただし、器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は含めない。

（補助金の交付対象について）

第2条 要綱第2条第1項に規定する「商店街等」とは、別表に定めるものとする。

2 要綱第2条第1項に規定する「商店街等」のうち、ビル等のテナント組合等については、その構成員及び売り場面積の中小小売商業者の占める割合が、いずれも3分の2未満の場合は、補助事業の対象としない。

3 大企業（大企業の支配を受け、これと経済上一体をなすものを含む）については、補助を受けようとする空き店舗が存する商店街等の中小小売商業者の団体が誘致する場合に限り、開業支援事業の対象とする。

4 要綱第3条第1項に規定する「補助対象者」は、補助事業の対象となる空き店舗が存する商店街等の中小小売商業者の団体からの推薦を受けたものとする。

5 要綱第3条に規定する「大企業の支配を受け、これと経済上一体となすもの」

には、フランチャイズ契約等によって開業する中小企業者は該当しない。

6 複数の店舗を賃借する事業については、当該補助事業の対象とする。また、補助期間中に賃借する店舗を追加する場合は、別の事業として当該補助事業の対象とする。

7 同一の申請者又はそのものと経済上一体と認められる者への補助は、次のとおりとする。

(1) 開業支援事業

1 年度に 1 回限りとする。

(2) 災害復旧支援事業

1 つの災害につき、1 回限りとする。

8 申請者と空き店舗所有者が経済上一体と認められる場合、又同一性が認められる場合は、当該補助事業の対象としない。

9 開業支援事業では、市外に在住する個人又は所在する法人は対象としない。ただし、補助金交付決定までに市内に在住する場合や法人所在地を市内に変更する場合、又は市内在住者を雇用する場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が賃借する店舗の賃借料（消費税及び地方消費税を除く）又は第 1 条第 4 項に規定する改装費（消費税及び地方消費税を除く）のいずれかとする。ただし、店舗以外の階も含めて賃借する場合であって、賃貸借契約における店舗部分の賃借料が明らかでない場合は、別に定める「空き店舗（内階段）に係る賃借料算定基準」によるものとする。

2 第 2 条第 5 項に規定する複数の店舗を賃借する事業については、改装費の合計額又は店舗賃借料の合計額のいずれかを補助対象経費とする。また、補助期間中に賃借する店舗を追加する場合は、別の事業として補助対象経費とする。

3 工事の施工（設計を含む）及び備品の購入（備品の購入は、災害復旧支援事業に限る。）については、市内の事業者が発注したものに限り補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合

(2) 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合

(3) 市外の事業者からしか調達できない備品等を購入する場合

(4) その他、工事や業務の性質上、特定事業者が発注せざるを得ないと市長が認める場合

4 前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等を発注できない理由書（第 1 - 2 号様式の 2、第 1 - 3 号様式の 2）を提出するものとする。

(補助事業について)

第 4 条 開業支援事業については、サービス産業政策課が指定した場合は、講習

会等の受講、又は経営指導等を受けなければならない。講習会等の受講、経営指導等を受けない場合は、原則として補助金の交付決定を取り消す。

（協議について）

第5条 補助事業を行おうとするものは、協議に係る市の指導に従わなくてはならない。

2 市長は、開業支援事業における補助事業の決定にあたっては、補助対象者及び補助事業の内容等を当該空き店舗が存在する団体に通知するものとする。

（審査について）

第6条 市長は、開業支援事業を実施するにあたり、補助事業者の選考を行うものとする。選考については、公益財団法人北九州産業学術振興機構中小企業支援センターに所属するマネージャー等の専門家の意見を参考にするものとする。

2 市長は、開業支援事業補助事業者決定についての審査結果を選考対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請について）

第7条 補助金の交付申請をしようとするものは、当該空き店舗の賃貸借契約後、速やかに交付申請書（第1－1号様式、第1－2号様式）を提出しなければならない。

2 事業開始年度に交付決定した補助期間が12か月に満たない場合、残存月数かつ補助限度額の範囲内で次年度に申請することができる。

（補助金の交付決定について）

第8条 補助金交付決定にあたっては、申請者に対して補助金交付決定の内容及びこれに付した条件を記載した通知（第2－1号様式、第2－2号様式）を行う。

2 補助事業者は、当該補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に変更が生ずる場合は、事前に市長に変更承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更と認められる場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定取消し）

第9条 市長は、第8条第2項の規定による変更承認申請書の提出があった場合、内容変更の報告がなく補助対象者が補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合又は要綱第3条第2項の各号いずれにも該当しないことが明らかとなった場合は、北九州市補助金等交付規則第18条を適用し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより補助対象者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（補助金の返還）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、市長は、同規則第19条を適用し、すでに交付されている補助金の全部又は一部について

て期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実績報告・補助金の確定について）

第 1 1 条 補助事業者は、当該補助事業期間終了後（ただし、賃借料の場合は各年度の補助事業期間終了後）、速やかに実績報告書（第 5 - 1 号様式、第 5 - 2 号様式）を提出しなければならない。補助金確定にあたっては、実績報告を審査し、報告内容が適正と認められる場合は、補助事業に対して補助金確定の内容を記載した通知（第 6 号様式）を行う。

2 補助金額の百円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の請求について）

第 1 2 条 本制度における補助金の交付は、補助金額確定後に補助事業者からの正当請求に基づき行われるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金額確定前に概算払いの請求に基づき交付することができる。

（事業の実施状況等の報告）

第 1 3 条 改装費への補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 3 年間、各年度の事業の実施状況を事業実施状況報告書（第 7 号様式）により、各年度終了後 3 0 日以内に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分制限）

第 1 4 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、開業から 3 年を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（災害復旧支援事業）

第 1 5 条 要綱第 5 条第 1 項第 4 号及び別表の規定に基づいて行う災害復旧支援事業の適用に当たっては、営業を行っている店舗について、被災証明書又は被災証明書により被災の事実が確認できるものに限る。

2 要綱第 5 条第 1 項第 4 号及び別表の規定に基づいて行う災害復旧支援事業にかかる規定の適用については、第 1 条第 3 項ただし書中、「規制対象業種は除く」とあるのは「規制対象業種のうち、性風俗関連特殊営業に該当する業種は除く」と、同条第 5 項中「内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）、建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）とする。ただし、器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は含めない」とあるのは「内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）、建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）、器具・備品の購入費（テーブル、イス、陳列棚、

陳列ケース等）、運搬料その他店舗移転のために必要と認められる経費とする」と、第2条第1項中「別図に定める補助対象区域」とあるのは「別図に定める補助対象区域のほか、災害ごとに市長が特に必要と認める区域」と、同条第8項中「申請者と空き店舗所有者が経済上一体と認められる場合、又同一性が認められる場合は、当該補助事業の対象としない」とあるのは「要綱別表に規定する空き店舗の賃借料については、申請者と空き店舗所有者が経済上一体と認められる場合、又同一性が認められる場合は、当該補助事業の対象としない」と、第7条第1項中「第1－1号様式、第1－2号様式」とあるのは「第1－3号様式」と、第14条第2項中「市長の承認を受けなければならない。」とあるのは「市長の承認を受けなければならない。ただし、火災又は自然災害により商業活動を行うことができなくなった店舗が仮店舗へ移転し、その後再建店舗へ移転した場合は、通算して3年を経過していれば開業から3年を経過したものとみなす。」とし、第1条第3項本文、第2条第8項及び第6条の規定は適用しない。

（関係帳票の整備）

第16条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳票等（以下「書類等」という。）を常に整備しておかなければならない。

2 市は必要に応じて、前項の書類等を補助事業者等に提出させ、確認することができる。

（その他）

第17条 この要領に定めのないものは基本規則に準じ、その都度産業経済局長が定めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成8年6月3日から施行する。

（令和元年度及び令和2年度における補助事業の特例）

2 要綱付則第2項の規定に基づいて行う補助事業にかかる第1条第5項、第6条各項及び第7条の規定の適用については、第1条第5項中「内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）」とする。ただし、建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は含めない。」とあるのは、「内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）及び建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）、器具・備品の購入費（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）、運搬料その他店舗移転のために必要と認められる経費とする。」と、第7条中「第1－1号様式、第1－2号様式」とあるのは「第1－3号様式」とし、第6条各項の規定は適用

しない。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成11年4月20日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

(検討)

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱及び要領については、商店街等における空き店舗数の改善状況、補助金受給者の営業継続状況等を総合的に勘案して検討を加え、本事業の継続が必要であると認めるときは、平成23年3月31日までに所要の措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(適用区域)

2 改正後の要綱及び北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領（以下「要領」という。）の規定は、改正後の要領別図に定める補助対象区域内の事業に限り適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要領の規定は、施行の日以降に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要領の規定は、施行の日以降に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要領の規定は、施行の日以降に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの要領の規定は、施行の日以降に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和2年2月19日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和4年7月7日から施行し、改正後の第15条の規定は、同年4月19日以降に発生した火災又は自然災害について適用する。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和4年8月18日から施行し、改正後の第2条第7項第3号の規定は、同年8月10日以降に発生した火災又は自然災害について適用する。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和6年1月15日から施行し、改正後の第15条第2項の規定は、同年1月3日以降に発生した火災又は自然災害について適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 5 月 1 5 日から施行し、同年 4 月 2 0 日に発生した火災について適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 5 月 1 3 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助対象者と決定された者から適用し、同日前に補助対象者と決定された者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領に関する規定は、この施行の日以後に補助対象者と決定された者から適用し、同日前に補助対象者と決定された者については、なお従前の例による。